

令和6年（2024年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 令和6年3月4日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年3月18日（月）

出席議員

1 番 脇 昭 博

3 番 岡 村 哲 雄

5 番 原 隆 伸

7 番 奥 村 仁

9 番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2 番 宮 地 忍

4 番 大 西 瑞 香

6 番 東 篤 布

8 番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	宮 原 優
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 瀧 本 攻	11番 近 澤 チヅル
-----------	-------------

議事の顚末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 瀧本 攻議員

11番 近澤チヅル議員

のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第２ 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、３月６日水曜日、午前９時３０分から、第１委員会室におきまして、委員７名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案９件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第４号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第５号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第６号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第７号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員より、本法律の違反を判断するのは誰かとの質疑があり、課長から、被害者からの申立てに基づき、裁判所が相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令します。町営住宅に申込みをいただいたときに、裁判所の保護命令等を確認し、入居の判断をさせていただくことになりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、まず局長から、今回の補正は全て精算によるもので、報償費12万円については、8月に開催しましたタブレットの研修会の費用が無償になったことによるものです。一般事務委託料24万6,000円の減額は、会議録作成の実績見込みによるものです。事業委託料14万6,000円の減額は、議員管外研修視察の精算によるものです。事業補助金36万円の減額は、政務活動費申請実績による減額ですとの説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、まず局長から、予算書9ページの債務負担行為と134ページの調書についても議会関係分で、タブレット等のレンタル期間を3年間の複数契約にするためのものですとの説明があり、その後、質疑に入り、委員より、ICT関連の費用150万円の導入時期と運用基準について質疑があり、局長より、運用基準については、まだ議論されていないところもありますので、また特別委員会で議論いただくことになります。導入時期については、この予算の見積りのまま入札に至るのであれば、4月、5月くらいに準備し、6月頃に入札、また、見積りを取った業者に、どのくらい納入期間がかかるのか聞かせていただいたところ、3か月程度準備にかかるということで、早くても物が入るのが9月過ぎくらいになるかと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、議会事務局所管分について、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、歳出47ページ、まちづくり協議会活動推進事業についての質疑に、課長より、令和6年度、令和7年度の第5次の委員の方々を新たに選任することになります。設置要綱第3条で、委員は15名以内と規定していますので、最大の15名で予算を計上しています。委員のうち10名の方はそれぞれの分野から、基本的には第4次の委員と異なる方々をお願いし、5名の方は公募する予定ですとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、歳入22ページ、引本港野積場使用料53万2,000円の内容と許可の状況、使用料未納についての質疑に、課長から、野積場は、雨にぬれても比較的支障のないようなものを保管する場所で、船の貨物や資材などを主に置いています。現在、12区画中10区画を使用しており、2区画は町の関係で利用しています。使用料については、面積は2,958㎡あり、1㎡当たりの単価は15円、12か月分で計算すると53万2,440円になりますので、予算は53万2,000円を計上しています。主に漁業関係の方が資材置き場として使用しており、内容については、十分審査した上で使用を許可しています。令和4年度の未納はあ

りませんとの答弁でした。

また、委員より、歳出51ページ、庁舎管理事業の電話設備更新工事1,386万円の内容と、海山総合支所管理事業電話設備更新工事の電話機台数について質疑があり、課長より、本庁の電話交換機と電話機92台を一式更新する内容です。電話機については、これまでいろいろなご意見をいただいておりますが、録音機能のガイダンスが流れ、通話が録音できる機能が標準装備されたものになります。運用については、いつから開始するかも含めて、検討していきたいと考えています。整備してから、かなりの年数がたっており、電話交換機が故障すると、対応する部品がなく、電話機能がしばらく停止してしまい、混乱が生じます。予算額としては、少額ではありませんが、入札で多少下がるものと考えています。海山総合支所電話機台数は32台ですとの答弁でした。

以上で、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、出納室所管分については、歳出51ページ、公金関連手数料の内容についての質疑に、室長より、公金関連手数料については、令和6年度に新規でお願いするもので、現在、金融機関の窓口で町税などを支払う場合、手数料は無料となっています。あわせて、紀北町が指定金融機関などを通じて、債権者などに支払う場合も、手数料は無料となっています。しかし、令和6年4月1日より金融機関の窓口で、町税などを支払う場合、紀北町に対して手数料が請求されることとなります。また、令和6年10月1日より、紀北町が指定金融機関を通して、債権者などに支払う場合についても、同様に手数料が請求されることとなりますので、その費用をお願いするものですとの答弁でした。

以上のとおり、出納室所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、歳出53ページ、地方バス運行対策事業、おでかけ応援サービス「えがお」のドライバーの体制や利用状況などについての質疑に、課長より、えがおのスタッフは、オペレーター3人、ドライバー3人で運営しています。3台運行ですが、どうしても無理な場合については、福祉タクシーの方のご協力を得て、事業をさせていただいている状況です。利用状況については、令和4年度は、1日で平均18人の乗車があり、令和5年度の現状では、1日平均で20人となっています。令和4年度の実績ですが、全体で5,800回ほど運行しています。夜間運行の午後5時半から午後8時の回数は約20回で、全体の0.3%ですとの答弁でした。

また、委員より、えがおの予算額と運賃収入の見込みについての質疑に対し、課長より、予算額を比較すると、全体的には500万円ほどの増加となっています。そのほとんどが人件

費の増加で、給与の定期昇給と、令和6年度からは、職員への勤勉手当を予算化させていただきましたので、人件費の部分は増額となっており、運営経費としては、大きな変化はありません。運賃収入に関しては、令和6年度の予算については、令和4年度の途中から令和5年度までの費用の伸び、実績を勘案させていただき計上しています。前年度よりも運行回数が伸びていますので、歳入も60万円ほど前年よりも多く見込んでいますとの答弁でした。

委員より、歳出53ページ、高度情報化推進事業、デジタル田園都市国家構想交付金事業の美村パスポート事業について、このアプリはVISIONからの周遊を目的につくられたと思いますが、町内では使える店舗はあるか。使う場合は店舗に新しい機械などの導入は必要かとの質疑に、課長より、この事業に関しては、デジタル田園都市国家構想推進交付金のタイプ1を申請させていただいています。その中で、採択を受けましたら、この4月以降、事業を進めさせていただこうと思っています。美村パスポートについては、町内にまだ加盟店はありません。多気町から紀北町までの広域の取組の中で、この事業を進めさせていただいています。令和6年度の事業で新たに美村パスポートに、現金での買物ができる機能を追加していく予定です。現在、紀北町以外の4町では、決済は行っていますが、紀北町には既存の熊野古道カードがあります。熊野古道カードは、現金決済ポイントを付与する機能もありますので、その機能を現在の美村パスポートに付設し、現金で買物できる状態になった状況で、熊野古道カードサービスのほうと相談させていただき、加盟店のお話もさせていただこうと考えていますとの答弁でした。

委員より、熊野古道カードと美村パスポートのシステムは、同じもので連携していくものなのかとの質疑に、課長から、多気町から紀北町までの加盟店が出そろった場合、美村パスポートを持っただき、お買物などをしていただくと、ポイントがたまる仕組みとなっています。町内でお買物をしていただいて、ポイントがたまる機能は現在の熊野古道カードと同じとなります。熊野古道カードサービスへは現金機能が付設できたら、ご相談に行く予定です。美村パスポートは熊野古道カードとの連携ではなく、別のシステムとなりますとの答弁でした。

また、委員より、フロントヤード改革モデル事業の書かない窓口について、また、11月に予定しているデジタルフェアの現時点での概要についての質疑に、課長から、書かない窓口については、国の10分の10の支援をいただき、自治体フロントヤード改革モデル事業を進めています。事業内容については、大きく3つの内容で進めていきたいと考えています。

まず1つ目が、窓口に来庁されたお客様の申請に応じた業務の流れを整理します。複数の

課が担当する業務を、きちんと事務の流れ、フロー図を作成します。

次に、1つ目の作業で整えた事務に対して、来庁されたお客様が何の手続を行いたいかをタブレットのような画面で選んでいただき、それにマイナンバーカードの個人認証機能を使い、申請書を打ち出します。現在ですと、その担当課ごとで申請書の記入が必要であったものが、氏名、住所等を書くことなく、マイナンバーの4情報から必要な情報が印字された申請書が出力されます。これが書かない窓口と呼ばれています。

3つ目が、本庁舎と支所をオンラインでつなぎ、本庁に設置している専門職との相談業務等を随時行えるようにします。

また、デジタルフェアに関しては、多気町から紀北町まで、広域で取り組んでいるデジタル田園都市国家構想の趣旨に賛同していただいている企業等や、紀北町の通常の業務でも取引させていただいているシステム会社等にお声かけをし、企業の持っている最新のデジタル技術を、東長島公民館や海山公民館を使用し、展示や体験をしていただこうと思っています。教育委員会とも連携しながら、町内中学校や一般の方、企業の方に見ていただければと考えています。

書かない窓口は、年内には完成して、試行期間も経て、できるだけ早く本格稼働していきたいと考えています。また、申請手続のフォローも実施していきますとの答弁でした。

歳出56ページ、住宅リフォーム支援事業について、令和6年度の100件の予算計上についての質疑に、課長から、住宅リフォーム事業は、町内の業者で行っていただきますので、リフォーム箇所や用途によって、施工業者が重なっている場合もありますが、令和6年度は、令和5年度の実績等を勘案させていただき、まだリフォーム補助の需要があると判断しています。同じ名義人の方がリフォーム申請はできません。また、施工業者は地元業者のみとなっていますとの答弁でした。

また、委員より、募集件数を超えると抽せんとなり、外れる人はずっと外れているというような問題があったと思うが、今回、募集件数の100件で対応できるかとの質疑に、課長から、今年度の申請状況から推測すると、100件で対応できると考えていますとの答弁でした。

歳出53ページ、移住・定住・交流促進事業の空き家バンクの事業について、登録されている空き家の販売価格の設定はどのように決定しているか。また、空き家バンクに登録している成約件数についての質疑に、課長より、ご相談をいただいた家屋に関しては、不動産業者と所有者、町職員の立会いの下、内見をし、所有者の希望価格と専門業者からのアドバイス等で決定しています。現在の登録件数は、空き家として23件を登録していただいています。

売買の前年の成約件数については、9件となっていますとの答弁でした。

また、委員より、空き家バンクの活用と利用、移住促進との関係についての質疑に、課長から、様々な移住相談会や窓口に来庁される方に、いろいろなお話を聞かせていただいています。その中で、紀北町への移住を考える際には、住まいと仕事という部分がかなり重要になってきます。住まいや仕事のニーズに対応していくために、空き家に関しては、固定資産税納税通知書送付の際、空き家バンク制度のお知らせや、ポスター、チラシでの登録促進や、地域の仕事の情報を収集する事業も進めています。空き家バンクに登録されている物件を賃借、購入していただいた方に関しては、清掃、片づけに関しての上限2万5,000円の補助制度を設けていますとの答弁でした。

歳出53ページ、銚子川流域魅力アップ推進事業と地域おこし協力隊受け入れ事業の状況についての質疑に、課長から、銚子川魅力アップ推進事業については、主に2本の事業があります。まず、毎年行っている銚子川現状調査ですが、こちらは銚子川の入り込み客調査を7月、8月に調査をさせていただき費用として約23万円を計上しています。もう一つは、新規の事業になりますが、銚子川流域の調査事業を計上しています。今後の銚子川の入り込み客の増加などの懸念から、地域の流域の関係者からの意見聴取により、行政で対策を進めていますが、現状の対策で十分なのかを調査、提案等を実施してもらう事業です。

地域おこし協力隊受け入れ事業については、こちら企画課分となりますが、現在4名の隊員の方を令和6年度も活用させていただいて、事業を進めていきたいと考えています。紀北町の動画クリエイターは、ユーチューブを中心に、紀北町の情報を発信しています。移住定住コーディネーターは、空き家バンクの活用や移住・定住の相談業務を主に受け持ち、また、紀北町と若者のつながりづくりや、海の魅力づくりコーディネーターが活動しています。地域への移住・定住を目標とさせていただいて、隊員が連携しながら、少しでも定住していただく方を増やすため、活動していますとの答弁でした。

また、委員より、銚子川の入り込み客の調査状況と、今までの地域おこし協力隊受け入れ事業の成果についての質疑に、課長から、入り込み客調査状況については、銚子川を河口から上流まで4つのエリアに区切り、7月、8月の状況を調査しています。令和5年度の銚子川エリアの実績状況になりますが、入り込み客は1万3,555人と大勢の方に来ていただいています。地域おこし協力隊の成果については、動画クリエイターはユーチューブの登録人数の増加や、空き家バンクに関しても登録人数の増加が見られます。ほかの隊員については、着任が今年度途中ということで、本格的な業務内容の推進はこれからになっていますとの答

弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、まず課長から、昨日の本会議におきまして、瀧本議員の質疑に対する法人事業税交付金の説明について、明確な答弁ができず申し訳ございませんでした。法人事業税交付金は、法人事業税収入額に法令で定める率100分の7.7を乗じた額を、各市町における市町民税法人税割の前3年度の額と、事業所統計の各市町従業員数、紀北町でいいますと6,052人で案分し、当該市町へ交付されるということですとの説明があり、その後、質疑に入り、家屋図の整合性確認及び整備業務委託の内容と補助金についての質疑に、課長から、令和5年度に三重県市町総合事務組合が撮影した空中写真と家屋図を照合、調査する業務で、整合した内容は、令和7年度以降の賦課に反映されます。この事業に対する補助金等はありません。現在使用している空中写真は、平成29年度に撮影されたものです。今回、令和5年度に撮影された最新の資料により、現況に基づいた適正な課税につなげるための事業ですとの答弁でした。

以上のとおり、税務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、まず課長から、追加説明がありました。3月5日の定例会において、奥村仁議員から、本町の人・農地プランに位置づけられている人数について質疑がありました。回答することができなかったことにお詫び申し上げます。本町では、7つの人・農地プランを作成しており、地区数では12地区となっています。

また、人・農地プランの中で、中心経営体に位置づけられている農業者の数は、現在26経営体です。ページ数は、歳出85ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費の人・農地プラン事業に係るものですとの説明があり、その後、質疑に入り、歳出94ページ、藻場再生事業の150万円の内容についての質疑に、課長から、現在、藻場の再生を目的とした磯焼けの要因生物であるウニ類の一種、ガンガゼの駆除活動については、国補事業の水産多面的機能発揮対策事業を活用して、各活動組織が島勝浦、白浦、長島、海野などで駆除活動を実施しています。

そのような中で、島勝活動組織と白浦活動組織の構成員であるNPO法人が、駆除が実施されていない引本浦において、一般財団法人セブシーイレブン記念財団の基金などを活用し、令和4年度に引本浦でのガンガゼの駆除を実施しています。その基金は、連続しての活用ができないため、令和5年度に入り、地元自治会の区長や漁業者から、引き続いての引本浦でのガンガゼの駆除の実施について、町に相談がありました。水産多面的機能発揮対策事業は、

令和3年度から令和7年度の5年間の第3期に入っていますが、年度途中での新規の活動組織の参入は難しい面があります。そこで、本町として、引本浦でのガンガゼの駆除については、委託事業で実施し、藻場を再生したいと考え、今回150万円を予算計上しています。事業内容はガンガゼの駆除2回と、モニタリング1回ですとの答弁でした。

委員より、引本浦の漁業事業についての質疑があり、課長から、島勝浦、白浦、長島、海野などでは、国補事業の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、それぞれの活動組織がガンガゼの駆除を現在実施しています。引本浦でのガンガゼの駆除については、町の委託事業として取り組みたいということから、令和6年度に予算を要求させていただいています。今後においても、外湾漁協や漁業者、地元自治会、NPO法人により、引本浦でのガンガゼの駆除が実施されるよう積極的に働きかけたいと考えています。今回の委託事業では、モニタリングは1回実施します。ガンガゼの駆除をした後、数年後にどこまで詳しい調査ができるかは分かりませんが、事業の効果については、外湾漁協や漁業者などを含め、調査したいと考えていますとの答弁でした。

歳出86ページ、有害鳥獣対策事業についての質疑に、課長より、本町の予算には計上されませんが、猟友会や伊勢農業協同組合、紀北町などにより、紀北町鳥獣被害防止総合対策協議会を設立しています。その協議会が、令和5年度に国の補助事業である鳥獣被害防止総合対策事業の補助金57万3,000円を活用し、猿を捕獲して、発信機を取り付けて、行動域の調査を実施する中で、相賀地内で雄猿を1頭捕獲しています。猿の群れは雌猿で構成されており、雄猿は群れから出てしまうことがあります。発信機を取り付けた雄猿の行動域を調査したところ、群れに戻らないことが分かりましたので、調査はそこで終えています。

令和6年度については、同協議会が引き続き国の補助事業を活用し、猿を捕獲して、発信機を取り付けて、行動域等を調査する事業を実施する予定です。令和5年度は、相賀で行動している猿を把握したいと計画していましたが、うまくいきませんでした。令和6年度は、1頭だけではなく、複数頭を捕獲することも検討したいと思います。担当課としては、相賀を含め、町中に出没する猿の群れについて、重点的にまずは取り組みたいと考えていますとの答弁でした。

歳出89ページ、林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、流域防災機能強化対策事業業務委託料500万円の内容についての質疑に、課長より、流域防災機能強化対策事業は、土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めていくために、山腹崩壊の発生源となる斜面上部のくぼみの地形の周辺や、土壌浸水のおそれがある溪流沿いの森林において、ヒノ

キなどを事前に伐採し、流域の防災機能の強化を図る事業ですとの答弁でした。

以上で、農林水産課所管分について、質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、歳入22ページ、商工使用料、温泉施設使用料の1,508万6,000円の歳出についての質疑に、課長から、年間収入実績を算出根拠として、令和4年度は1,756万円、令和5年度の見込みが約1,885万円となり、そこから安全率を掛けた数字を計上させていただいていますとの答弁でした。

また、委員より、歳出96ページ、物産振興事業の中の事業委託料で、銚子川の水ボトル製作として350万6,000円計上されていますが、これは町が一般販売をしているのか。特定の事業者にのみ卸しているのか。また、町は1本幾らで販売しているかとの質疑に、課長より、販売については、現在は8店舗、町内では主に始神テラス、道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山、その他の町内店舗で、町外は、おわせお魚いちばおととに卸しています。3万6,000本を製造予定して、予算額を1本換算にすると約88.5円となります。令和6年度から物価高による製造費用上昇により、卸値を従来より10円上昇させた数字で計上しています。令和5年度の卸値単価は65円に8%を掛けた額、令和6年度は75円に8%を掛けた額を予定しています。ほとんどの事業者は110円で販売していますとの答弁でした。

また、委員より、遠方の業者へ委託していますが、製造から販売まで町内で行うことはできないのか。また、利益向上につながる施策についての質疑に、課長から、採水から殺菌及びボトリングまでを行うことが可能な事業者が、県内1社のみで、町内に存在しないため、その事業者に委託をしています。また、利益向上につながる施策の答弁として、今年度は特に検討はしていませんが、今後、そういった調査をしながら、利益向上につながる可能性を考えたいと思いますとの答弁でした。

歳出96ページ、道の駅海山管理事業の委託部分についての質疑に、課長より、施設管理委託料として、トイレ、情報コーナーの管理業務で469万1,000円、施設警備料として29万7,000円です。また、消防設備点検委託33万円を計上していますとの答弁でした。

歳出97ページ、温泉施設管理運営事業について、損益分岐点として、利用者がどの程度来られたら、赤字の解消が可能か。また、集客向上の取組についての質疑に、課長より、平成30年度で、利用者4万9,120人で、収入合計が約2,208万円でした。歳出合計が2,661万円です。このことから、利用者が約5万9,000人で黒字転換が想定されます。コロナ禍以前より約1万人は増やさないと、黒字転換が困難です。ただ、コロナ収束後の利用者数は、増加しています。温泉祭りといったイベントを行うなど、古里区の方々もリピーターの確保に

向けた活動をいただいていることから、引き続き努力をさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

歳出96ページ、地域振興施設運営管理事業の中には、保守点検委託料にEV・PHV充電器が計上されていますが、2つの道の駅には計上されていない理由についての質疑に、保守点検委託料については、2つの道の駅と地域振興施設である始神テラスの充電器で、契約形態が異なります。2つの道の駅については、保守契約は行っていますが、委託料金は発生しない契約となっていますとの答弁でした。

歳出96ページ、ふれあい広場マンドロ管理事業の外壁改修工事設計委託料122万5,000円の改修部分とラウンジロビー空調機改修工事233万7,000円について、最近も空調を改修したように記憶していますが、詳細についての質疑に、課長より、外壁は木製部分の改修工事による設計委託になります。老朽化により台風等で飛散して、危険な状況なので、木製部分を全面的に改修したいと考えています。空調機については、令和5年度は製作場の空調機を改修し、令和6年度は1階ロビーのエアコンの改修となりますとの答弁でした。

委員より、小規模事業者利子補給事業の増加している理由についての質疑に、課長から、2つの利子補給に関しては、令和2年度に、債務負担行為において議決いただいています。融資額1,000万円を限度に、借り入れた日から4年以降10年以内で補給を実施します。令和5年度の途中から、利子補給が初めて開始され、令和6年度は、ほとんどの方が年間の利子補給対象となります。このことから、令和6年度は令和5年度と比較して、予算額が増加していますとの答弁でした。

また、委員より、従来の利子補給部分の増加理由についての質疑に、令和2年度に、コロナ特別枠が創設されたことにより、ほとんどの方が通常の融資制度からの借換えを行う方が多く、コロナ特別枠に借り換えた後、初めて通常枠を新規利用した方が増加したことを理由に、100万円を計上していますとの答弁でした。

また、委員より、温泉施設管理運営事業の工事請負費で、温泉ピット改修工事341万円の詳細についての質疑に、課長より、温泉ピットは温泉を実際にくみ上げているポンプを差し込んでいる箇所になります。そこを囲っているコンクリート枠に亀裂が生じていますので、ポンプアップに支障がないよう改修させていただくものとなります。そのため、改修の期間中は休業する必要があると思いますとの答弁でした。

委員より、体験型イベント交流施設管理運営事業の調理室改修工事について、調理台5台の工事は、老朽化による改修を目的にしたものか。また、けいちゅうの有効利用についての

質疑があり、課長から、けいちゅうについては平成18年にオープンしていますが、それ以前から調理台があり、建物自体の竣工が昭和58年2月ですので、恐らく40年以上改修されていないのではないかと思います。有効活用については、確かに費用対効果の観点からは、厳しい施設かと思われます。ただ、この施設は、宿泊等で利用されるリピーターの方もおられます。また、大白地区のグラウンドや和具の浜に近いという利便性もあります。今後は集落支援員を採用し、より一層けいちゅうを利用していただけよう施策を考えながら、利用者を増やしていければと考えていますとの答弁でした。

また、委員より、島勝浦地区活性化対策集落支援事業について、集落支援員は公募をされるということですが、選考方法や応募資格についての質疑に、課長から、集落支援員の公募については、けいちゅうの運営自体も含めて、人員確保が大変な状況もあります。採用させていただいた際は、けいちゅうだけにとどまらず、島勝浦地区の活性化に努めていただきたいと思います。選定に当たっては、範囲を狭めず、幅広く募集を行い、面接の中でそのような人材を選定したいと思います。今のところ選定条件としては、紀北町に在住の方、もしくは在住することができる方ということで、広く募集したいと考えていますとの答弁でした。

以上で、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、歳出101ページ、道路橋梁維持費、長島隧道修繕工事の今回修繕に至った理由と予算500万円で最後まで工事ができるかとの質疑に、課長より、長島隧道の場所は、国道沿いの古里地区に抜ける旧道で、今回の工事は、漏水により舗装等に影響が出ており、補修が必要な状態となっています。長寿命化修繕対策により、設計と工事を進める予定です。まず、調査・設計をさせていただき、その後、必要な箇所を部分的に、事業費に合わせて修繕する工事となります。何か年かを要する事業となりますとの答弁でした。

委員より、木造住宅除却事業補助金の条件等についての質疑に、課長より、この補助金は、令和5年度も予算化されています。令和5年度では、補助額としては最大20万7,000円で、対象件数は10件でした。令和6年度では、補助額が最大40万円で、対象件数を20件とし、前年に比べ倍増した予算化をさせていただきました。最大40万円の内訳は、国費が20万円、県費が5万1,750円、町が残りの14万8,250円になります。条件としては、昭和56年5月以前着工の三階建て以下の木造住宅が対象で、耐震診断を受けていただき、診断結果が0.7未満になると倒壊する可能性が高いと判断されますが、その方が除却の対象となりますとの答弁でした。

また、委員より、令和5年度の実績と募集方法についての質疑に、課長から、令和5年度の実績については、10件の募集に対し、11件の応募をいただきました。抽せんをさせていただきましたが、その後も問合せやご要望が多く見受けられますので、今回件数の増加と補助額の増額をさせていただきました。これまで5月の広報で周知し、募集をしていました。令和6年度は、募集件数も多くなりますので、1回で募集するのか、2回に分けて募集するのかなど、現在検討していますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員より、空家等対策推進事業の旅費及び需用費の増加と特定空家、また、特定空家となる可能性がある空き家が多くなってきているためと理解しているが、その理解でよいのかとの質疑に、課長から、令和6年度の旅費の増額については、特定空家の対象となるおそれのある空き家の所有者が県外におり、その所有者に直接接触するための旅費です。これまでは通知や電話連絡を何度も試みていますが、それでも応答がない所有者に対し、住民票等の確認をした上で、所有者宅を訪問し、状況確認等の交渉をするための旅費を計上しています。また、需用費の増額については、台風等の影響もあり、特定空家に該当しない空き家であっても、周囲に危険が及ぶおそれのある場合に、バリケード等を設置するための費用の計上をさせていただきましたとの答弁でした。

委員より、消防施設費について、消防団車両に対するドライブレコーダーの設置費用で30万1,000円を計上していますが、消防団車両の全台数に対して設置完了するのか。また、令和5年度は単価1万9,500円、令和6年度は単価2万1,450円となっているが、設置しているのは同等品かとの質疑に、課長から、ドライブレコーダーについては、令和5年度の設置を開始しています。車検時の入庫の際に、ドライブレコーダーの設置を依頼しており、令和6年度分を含めた合計27台で、全車両設置完了となります。設置の単価は、車検を依頼する業者によって少々違いますが、ほぼ同等品の設置を依頼していますとの答弁でした。

委員より、災害対策費の防災見守り支援員の具体的な業務内容について、また、募集人員は町内で1名ですが、海山地区と紀伊長島地区の避難路をカバーできるのかとの質疑に、課長から、集落支援員事業は、令和6年度から開始する事業で、業務の内容については、避難路等の点検と小規模な修繕等を実施してもらいたいと考えています。日常的な維持については、自主防災会の皆様のご尽力で維持をしていただいています。高齢化や人口の減少により、点検や修繕の行き届かない箇所もあるという話をお伺いしますので、その部分で支援員の方のサポートにより、避難路等の維持を継続していければと考えています。また、募集に

については、1名を公募する予定ですが、現在、要綱を精査しているところで、早ければ令和6年度の6月頃には事業を稼働していきたいと考えています。人選については、地域の実情に精通している方に担っていただければありがたいと考えています。令和6年度については、1名の集落支援員で、町内全域をカバーしてもらおうと考えています。来年度以降、様々な検討事項が出てくると思いますので、それを踏まえ、増員等についても考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

委員より、歳出108ページ、消防団員活動事業の中で、消防団関係の掛金の消防団員福祉共済、損害補償、退職報奨金と入院見舞金についての質疑に、課長から、掛金の積算については、条例定員に掛け率を掛けることになっています。本町では、条例定員が400名ですので、400名掛ける掛け率となります。実員数ではありません。

令和6年度の基準では、令和5年10月1日現在の条例定員となりますので、400名に対して積算しました。また、入院見舞金については、年度によりますが、けがをした、入院したなどの方に支給しています。また、入院見舞金については、福利厚生の部分が多いため、一般の生命保険と同じで、消防団員の方のけがや入院に対して支給されるものです。訓練中に起きた事故等は、損害補償の対象となりますとの答弁でした。

また、委員より、汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）とありますが、当初の計画より安くなっているのかとの質疑に、課長から、全体計画で提示させていただきました工事費については、おおむね予定どおりですが、資材価格の高騰などを考慮した予算となっています。令和5年度については、当初予算より工事費は安くなっています。令和6年度については、おおむね同じ額となっています。令和7年度についても、全体計画内での執行になると考えていますとの答弁でした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、大西瑞香総務産業常任委員長の報告を終わります。

入江康仁議長

ここで、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

(午前 9時 31分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

皆さん、改めましておはようございます。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月7日木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長と寮長及び職員であります。

今期定例会において付託されました案件は、議案13件の審査であります。

また、議案第19号については、学校教育課から答弁の訂正の申し出があったため、本日3月18日に委員会を開催いたしました。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第8号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、議案書31ページ、新旧対照表で、磁気ディスクなどから電磁的記録媒体に改められていますが、これらについて具体的に教えてくださいとの質疑に対し、磁気ディスクと

は、主にフロッピーディスクを指しますが、現在ではほとんど使われていません。電磁的記録媒体については、現在は様々な形のデータを記録する媒体があるため、それらに対応可能な全体を指し示す名称に改めました。今後開発されるものにも対応可能な表現となっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、国民健康保険法の改正により、退職被保険者の扱いがなくなると、財政的に影響はあるのかとの質疑に対し、過去、退職被保険者の拠出金等を財源としていましたが、特に財政的に影響はありません。事務としては、社会保険診療報酬支払基金に退職被保険者の集計、報告等を行っていたとの答弁でした。

また、拠出金の金額も影響のない金額と理解してよろしいのかとの質疑に対し、退職者医療制度は、かなり前の改正で廃止となりましたので、金額を把握していませんが、影響のない金額と理解していただいて構いませんとの答弁でした。

また、委員から、退職後に加入できる任意継続被保険者制度の加入者を把握していますかとの質疑に対し、人数の把握はしていません。社会保険等に確認させていただきますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、これまで白浦・島勝・志子・海野・引本小学校、ふなつ幼稚園が廃校、廃園の議決をしてきた経緯がありますが、全て12月議会、つまり4月1日廃校でしたら、その手前の12月議会で廃校という形で条例の変更をしています。今回は、なぜ1年以上前の3月議会に廃校の議決をするのか。またその意義はとの質疑に対し、今回提案させていただきました廃校の主なケースは3つあり、まず、統合校舎を新たに建てる場合、複数校が統合する場合、それから、距離等が長くなるような通学を認める制度整備が必要な場合です。それぞれの理由により、1年以上前に学校設置条例を改正して、施行までの期間に、統合する子どもたちのために必要な制度の検討と準備に充てています。

矢口小学校は、潮南中学校区ですので、相賀小学校と統合ということになるかと思いますが、上里小学校への通学を希望される声も保護者の方から出ていました。教育委員会としては、矢口小学校の児童と保護者が、10月ぐらいいまでに、相賀小学校なのか上里小学校なのかを最終的に決定していただけるように、制度の準備等をするため、1年前に改正案を上程させていただきましたとの答弁でした。

また、委員から、今まで統合してきた学校とどの部分がどう違うか、明確に説明してくださいとの質疑に対し、矢口小学校は、令和6年4月から2学級体制となり、校長は配置されますが、教頭、養護教諭、事務職員が未配置となり、教諭2名となります。そのような状況を回避するために、職員定数の激変緩和措置という国・県の制度を活用しようと考えていますが、まだ決めかねている保護者の方との対話も継続していたこともあり、4月以降は、教頭が未配置となります。ただし、3月までに議案を通していただければ、教職員の方は、1名特別追加配置で何とか配置していただけるよう話をしています。

それから、養護教諭、事務職員も緩和措置というところで、それぞれ1名の特別配置が見込めると、国・県の説明がありましたので、今回、保護者の方からも何とか統合のほうに進めてほしいという話があったことから、急遽3月定例会に上程させていただきましたとの答弁でした。

また、委員から、少し食い違うところがあって、本会議でも、課長から統合が望ましいという保護者の総意が得られたと説明がありましたが、望ましいのではなく、統合が仕方ないという意見だったと思います。果たして、この3月議会で議決が必要なのでしょうか。議決の担保があって、緩和措置で加配することを指導されているような説明がありましたが、私は令和6年2月28日に、県の教育委員会の教育支援人事担当の方に確認し、議決は必要なく、矢口小学校は相賀小学校に統合して、その後、廃校になることを明確に伝えていただければ加配するというを確認しています。

この3月議会でこの議決をしなくても、加配はしてもらえるというふうに返事をいただいているので、先ほどの答弁内容は違うのではないかと思います。認識が異なると思いますので、答弁をお願いしますとの質疑がありましたが、課長の答弁に対して、委員の理解が得られず、教育長の答弁を求めることになり、教育長の答弁では、激変緩和措置の中には統合前加配というものがあり、教職員が児童・生徒の減少に伴って減らされるときに、前加配1年、後加配で2年というようなつけ方ができます。ですが、これは3学級の場合であり、これが2学級の場合ですと、さらに教職員と事務職員も減少の対象となります。

その中で、まず教職員ですが、教職員の激変緩和措置は、子どもの教育を大切にするという意図で、しっかりと決められた期間までに申請すれば認められます。何をしないといけないのかというと、明確に次年度をもって、学校を廃校にする意思を伝えないといけない。今回の場合は、当然皆さんの了解を得て、見通しが立ち、私のほうから廃校にする予定であるという確認書を提出しましたので、教員のほうは確保されます。

ところが、事務、養護の場合は、もう一つ上のレベルになり、そこまでを必要とするのが今回のケースです。この場合は、より強い意志をしっかりと伝える必要があるということで、1年前の3月に、学校の統廃合に関する議案を上程しました。

また、養護教諭は、一般的に臨時になりますが、保護者側から子どもたちのことをよく知っている今までの正規職員を置いてほしいというようなご要望をいただいております、より強い県への要望ができるように、今回1年前議決をお願いしているところでありますとの答弁でした。

また、委員から、事務、養護の職員の加配を確保するためにはということですが、それらに議決が担保であるのかというところを問うています。私が県で確認したところでは、担保ではなく、議決がなかったとしても加配は行くと回答を得ています。必ず必要でないものを出されると、地域住民も反発しているところがあるため、どうしても必要なものか、できたら議決をしておきたいだけなのかということを明確にさせていただきたいわけですとの質疑に対し、このことについては、より明確にする必要があると、人事を担当する私としても思っています。2学級で統廃合するとき、確実な激変緩和措置が必要な場合に、臨時しかつかないケースがあります。本来は臨時のところを、より確実に正規職員を求めようとする、絶対に議決が必要だと判断しています。

激変緩和措置の中の教職員の確保だけでいえば、議員がおっしゃられるように確認書を提出するだけで認められます。しかし、より高いレベルで子どもたちの学習環境の整備をというふうにするためには、これまで子どもたちの入学したときからずっと見ている職員の確保は、誰もが望むことです。私は使命感を持って、確実につけてもらえるようにと、県と今協議しているところです。また、議決はせず、まずは確認書だけですとなったら、印象は随分異なります。これまでこういった業務をしている上で、どのレベルで準備を進めているのかというのは、判断基準の一つになりますので、ここについては間違いではないと考えています。

また、ほか委員から、私は早めに議決したほうが準備できると思います。先ほど教育長が

おっしゃるように、今していくほうがより手厚く子どものための配置ができるということだと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、私は地域の方にお伝えしてきたのは、子どもたちの教育環境をより高いレベルで維持したいということをお願いしてきました。現在は、教諭そして事務職員と養護教諭はつけてもらえるにしても、絶対正規職員でお願いしたいというところで、現在協議をしています。その中で、明確に来年度末で統合するというのは、大きな材料になっていると考えています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、本日の答弁を聞いている中で、議決が必須なのかどうかについては不明確です。私としては、この議決がないと配置してもらえないと言われているわけではないと思っているので、生徒や先生のためでもあるということですが、1年前に議決をするということは、児童がまだいる状況において、矢口小学校の名前が消えることが前提の1年間となるので、やはり明確なものが示される必要があると考えます。

例えば、加配とかではなく、3月に議決をすることで、矢口小学校の廃校後の利用について議論ができるとか、そういう前向きなことが理由であれば賛成なのですが、ただ単に、より県や国に対して物が言いやすくなるから、この議決を先にしておくというのは、地域にとって少し乱暴なことではないかと考えることから、賛成はできませんという反対討論がありました。

次に、賛成討論として、矢口小学校を平成12年に建てた当時、10年たったら複式学級になるという前提で新築しました。それは矢口浦の住民の方もよくご存じだと思います。やはり総合的に考えた場合、矢口小学校は廃校にせざるを得ません。それは苦渋の決断ですが、教育がそこから損なわれるということは、地域の衰退とは言いませんが、結びついていくのではないかと思います。要望としては、当該施設を教育的な機関として残してやってほしいです。以上をもって賛成討論としますという賛成討論と、また、よりよい状況で子どもたちを送り出すためには、3月議会の議決が必要だということが、教育長の回答の中からよく分かりました。委員の言っていることも間違いではなかったと思いますが、皆さんの思いは同じで、やはり学校の主人公は児童です。その児童をどうやってよりよい状況で送り出すかというのは、私たち大人の責任だと思います。賛成いたしますという賛成討論がありました。

また、少子化現象の関係から、生徒数は全町で減っていくことは確実なので、10年、20年先を見据えて、教育委員会と執行部、そして、住民の意見を聞きながら、将来の統廃合について考えてほしいと思います。今後の児童を見守っていくという意味で、先生方の適切な配

置をするために、議決が欲しいという気持ちはよく分かったので、賛成しますという賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、厚生労働大臣から、国土交通大臣と環境大臣に移管された理由及びどう変化があるのか説明を求めますとの質疑に、水道施設の老朽化や耐震化及び災害発生時の断水等への対策強化を図るため、国土交通省へ移管されます。水質管理に関する調査研究の充実及び水質や衛生面の強化を図るために、環境省へ移管されますとの答弁でした。

また、移管されることによって、基準等に変化はあるか。P F A Sの基準の規定はされているのか。また、水質検査項目にP F A Sを取り入れているというような指導等がありますかとの質疑に対し、水質基準の変更及びP F A Sの基準の規定は、今のところされていません。また、令和5年11月に、町内全ての取水井で水質検査を実施したところ、P F A Sは未検出でしたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、歳入13ページ、子ども医療費県補助金が増額している理由を説明してくださいとの質疑に対し、子ども医療費に係る県補助金は、子ども医療費助成金の2分の1が県から補助されます。今年度、助成金の支払いが増加し、それに伴い、補助金が増額となります。特に未就学の子どもので増えていることを確認していますとの答弁でした。

また、委員から、産前産後保険料免除負担金は、出産の医療費への補助ですかとの質疑に対し、妊婦の方の国民健康保険料の所得割、均等割を免除するものですとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、まず課長から、追加の内容説明があり、その後質疑に入り、委員から、歳出23ページ、障害者総合支援センター設置条例で、遡って納税した消費税相当分は、平成30年に遡ってということでしたが、その間の税は10%だけでよかったの

か、プラス滞納料金のようなものはあったのかとの質疑に対し、障害者総合支援センター設置事業は、尾鷲社協に委託している事業で、紀北町の負担金は、令和5年度で966万2,793円であり、これを非課税と認識していたのですが、国から、消費税が非課税の対象外であるという見解があったことから、尾鷲市と尾鷲社協との協議の結果、修正申告させていただくことになり、契約額の消費税対象分10%相当を5年遡って納税させていただきますとの答弁でした。

また、委員から、歳出23ページ、障害者補装具給付事業について、電動車椅子のような高額なものは、障害者のほうが全て自己負担で買わなくてはならないのかとの質疑に対し、障害者の補装具は、所得に応じた費用負担となっており、低所得の方など負担がない場合もありますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分については、まず課長から、追加の内容説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

まず、委員から、歳入6ページ、保険者努力支援金、事業費分・事業連動分が249万5,000円減額となった原因を説明してくださいとの質疑に対し、歳出9ページ、国保ヘルスアップ事業の経費が減額になったことによるものです。国保ヘルスアップ事業は、保険者努力支援金など、経費の全額を国から交付されるお金で実施します。特定健診の受診勧奨や糖尿病重症化予防などの事業を行いますが、経費の実績の減少に伴い、減額となっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、歳入25ページ、個人番号カード事務費補助金は何に使われていますか。また、申請者は何名を予定していますか。現在は、申請者へのポイント等がありますとの質疑に対し、マイナンバーカード事務を行っている会計年度任用職員の人件費、啓発物品、プリンタートナー等の消耗品や、カード申請用の機器類の委託料に対しての補助金です。マイナンバーカードの交付率は、令和5年12月末で82.59%であり、県内2位となります。目標は全員に申請していただきたいと考えますが、反対される住民の方もいます。現在はポイント等はありませんとの答弁でした。

また、委員から、マイナンバーカードを作るかは任意で、全員に作っていただくという目標はいかがなものか。また、現在も時間外や休日に開庁していると思いますが、利用者数を教えてくださいとの質疑に対し、目標としては、全員の取得を目指したいと思っています。昨年度は、休日、夜間の窓口利用者は、予約もいっぱいになっていたが、今年度は0人から数人を推移しています。しかし、仕事の都合などで、休日や夜間にしか役場に来られない方もいますので、続けていきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、マイナンバーカード作成は任意ということは、作らなくてもよいのか。メリット、デメリットの説明をお願いしますとの質疑に対し、作成に当たっては任意ですが、今後、デジタルの推進において利用されていくと考えられます。国民健康保険証は、令和6年12月より発行されず、マイナンバーカードが保険証となっていきます。マイナンバーカードを持っていない方には、資格確認証を発行しますとの答弁でした。

また、委員から、保険証がマイナンバーカードになることによる資格確認証は、毎年申請するのですか。また、メリットも教えてくださいとの質疑に対し、資格確認証は、町から対

象者へ送付する予定です。令和6年度に発行する保険証が1年間有効なため、実際の発行は令和7年度からとなります。マイナンバーカードを保険証として利用することで、違う医療機関での持病や投薬情報が確認できますとの答弁でした。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するに当たり、保険証の切替えが反映されるタイムラグによる問題は解消しているのか。今後、マイナンバーカード保険証の利用が急増すると考えられますので、確認をお願いしたいとの質疑に対し、保険証の切り替わり時期のタイムラグに関して聞いたことがあります。現在のマイナンバーカード保険証の利用率が2%程度ですので、急増が予想されます。システム障害等が起きないように確認していきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、これは何に対しての補助金ですかとの質疑に対し、戸籍への振り仮名登録に係るシステム改修費に対しての補助金となりますとの答弁でした。

また、歳出55ページ、出張所管理事業について、郵便局への委託は国庫補助があるのかとの質疑に対し、国・県からの補助金はありませんとの答弁でした。

また、委員から、費用の内訳についてはどうか、住民の周知はどのように行う予定か、利便性や窓口の時間についても教えてくださいとの質疑に対し、郵便局への委託に係る経費として、配線工事、FAX機器、設置手数料、機器保守料、契印機の購入費用、387万6,000円となります。郵便局に公印を置くことはできないため、複数枚にわたる証明書を契印機でつづる必要があります。町内に出張所は5か所、郵便局は8か所あります。現在、出張所がない地区にも郵便局はあるため、利便性は上がると考えています。窓口時間ですが、出張所は午前8時30分から午後5時まで、午後1時から2時がお昼休憩です。郵便局は、午前9時から午後5時まで、お昼休憩はありません。住民の方への周知ですが、既に各区長に1月中頃、通知させていただきました。今後、広報や回覧板、行政放送などで周知していきたいと考えていますとの答弁でした。

また、出張所の郵便局への業務委託はよいと思いますが、配置換えをするなら、会計年度任用職員の人件費分が減額にはならないのではないかと。郵便局への手数料等も発生するのではないかと。質疑に対し、4名の会計年度任用職員については、役場内に配置換えとなりますが、5年の任用期間があり、公募の際に人数の調整があると思われます。郵便局への手数料は、1件当たり300円ほどで、年間240万円から250万円を予定していますとの答弁でした。

また、委員から、歳出56ページ、自治会活動助成事業は連合への助成ですか。各自治会へ

の助成はありますかとの質疑に対し、紀北町自治会連合会への助成です。紀北町自治会連合会から紀伊長島支部、海山支部へ分配しています。各自治会への助成については、54か所の集会所を管理している自治会に対して、一律5万円の維持管理交付金を助成していますとの答弁でした。

また、委員から、歳出51ページ地区集会所修繕について、内訳はありますか。地区の要望等を反映していますかととの質疑に対し、令和6年度170万円の修繕料として計上しています。各地区からの要望は、できる限りは反映し、エアコンの修繕などが主なものとなります。また、消防設備点検で不備のあった箇所の修繕料もありますとの答弁でした。

次に、歳出73ページ、子ども医療費助成事業について、18歳までの通院までの対象となった理由と、県等からの補助はありますかとの質疑に対し、子ども医療費が18歳までの入院までの対象になってから9年たち、予期せぬ病気もあることから、18歳までの通院までを対象としたいと考えています。この費用については、県等からの補助はありませんとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について、質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、子ども家庭相談員について、具体的にどういうことをされるのかお伺いしますとの質疑に対し、令和4年度から会計年度任用職員を1名雇っており、主に子どもとその家庭の相談事業を行っています。その人件費や活動費に対して補助金が出ますので、その補助金となっていますとの答弁でした。

次に、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、児童虐待やDVとなると、教育のほうとの関連も出てきますが、そういう対策を行っているのか。年間何件くらいか。子どものDVに限ったことなのですかという質疑に対し、この補助金は児童虐待DV対策という名前になっていますが、支援が必要な家庭や子どもの相談などの業務を主にやっていただいています。障害を持っている家庭の相談などが多くなっており、児童虐待やDV関係の相談はありますが、それほど多くはないですとの答弁でした。

また、委員から、歳出66ページ、じん臓機能障害者通院交通費補助事業、福祉有償運送の費用は幾らくらいかかりますかととの質疑に対し、福祉有償運送の費用については、業者によって多少の違いはありますが、月13回往復で、船津駅付近でおおよそ1万5,000円ほど、紀伊長島駅付近で2万6,000円くらいになりますとの答弁でした。

また、負担率の割合は何%になるのか。20km未満と20km以上で負担率は同じくらいになりますかととの質疑に対し、船津駅付近は20km未満で、補助金額は6,000円となりますので、お

およそ3分の1くらいになると思います。紀伊長島駅付近は20km以上で8,000円となりますので、約3分の1程度となりますとの答弁でした。

続いて、歳出68ページ、いきいきクラブ活動育成事業について、いきいきクラブというのは1つですか。連合会活動費、レクリエーションや健康づくりなど、4つに分かれています。何をするのか教えてくださいとの質疑に対し、連合会活動費というのは、各地区に老人クラブがありますので、その本部というようなことになります。主な活動費用としては、会議費や研修費になります。旅費、バス代、事務費等で使用しています。いきいきクラブの健康づくり事業費補助金に関しては、料理教室や花作り等の活動に対するもので、レクリエーション大会補助金というのは、グラウンドゴルフ等に対するものですとの答弁でした。

また、いきいきクラブ単位クラブ活動費補助金は何をしているのですかととの質疑に対し、連合会というのが本部で、単位クラブというのは各地区のクラブとなっています。そして、1クラブ当たり3万5,000円、あと、人数割として1人当たり500円負担していますとの答弁でした。

続いて、委員から、歳出73ページ、上里保育園改修工事約1億4,000万円について、これは、今現在、何人いて、そして、人口減少の中で、どんなスキームを立てているのか答弁をお願いしますとの質疑に対し、上里保育園の改築の計画については、人数としては50人定員で想定しており、今現在51人の入所です。これからも50人定員ということで計画されていますとの答弁でした。

続きまして、歳出72ページ、放課後児童クラブ対策事業で、昨年度に比べると、少しずつ経費も上がっていると思いますが、上げた理由と実態の説明をお願いしますとの質疑に対し、放課後児童クラブ費用の費用構成については、まず基本額というのがあり、20人から35人の単位で1クラブが457万8,000円、それに加算があります。国の基本で開所日250日のところを290日、開所時間3時間のところを4時間というところで追加があります。障害児の方も積極的に受け入れていただきまして、障害児の方を受け入れると100万円補助があり、3人以上の受入れになりますと、プラス200万円というように、補助額は増額していきます。障害者については、今現在13人入所していただいております、来年度においても、同じくらいかそれ以上という予測を立てています。

あと、メニューを増やすごとに補助額は増える仕組みになっており、特に人件費については、放課後児童支援員という地域との連携や、学校・家庭との連絡体制を取る常勤職員を1人置くと、315万8,000円プラスされます。また、放課後児童クラブ育成支援という形で、育

成支援の周辺業務を行う職員を1人プラスすると145万1,000円など、補助金が増える仕組みになっています。

以上のような理由で、約2,000万円の増になっています。4月に海山地区で入所者数が30人だったとしても、夏休みに入所者数が増加するので、それも見越しての数字ですとの答弁でした。

また、歳出72ページ、子ども・子育て支援事業で、子ども・子育て支援事業計画策定5年分について、委託料、事業計画策定事業600万円が今年の新規でプラスになっていると思います。どんな形でやっていくものか答弁をお願いしますという質疑に対し、基本的には、お子様がいる家庭等にアンケートをさせていただいて、保育園等の子どものサービスが足りているか、需要がどれくらいあるのか等を取りまとめ、それを会議に諮って、意見をいただき、印刷するまでの業務委託となっていますとの答弁でした。

また、歳出75ページ、地域保健共通事業の補助金について、尾鷲総合病院等の補助金で、令和6年度は1,000万円ということで増えていますが、説明をお願いしますとの質疑に対し、病院群輪番制病院運営事業は、尾鷲総合病院への補助で、例年と同額です。公的病院等運営費補助金は、回生病院に対する補助金ですが、そちらは予算計上前に回生病院から話があり、人件費等いろいろな経費が増加している中で、経営状態が苦しくなっていること、また、老朽化による医療機器の更新等で、経費が必要ということで、補助金増額のお願いがありました。理事者と協議した結果、500万円増やすということで今回の予算を計上させていただきましたとの答弁でした。

また、歳出72ページ、出産・子育て応援給付金事業について、妊娠届、出産届を出したときに、1人10万円ずつ出るとのことですかとの質疑に対し、妊娠の届出のときに5万円と、出産のときに5万円で、合わせて10万円支給する事業ですとの答弁でした。

また、委員から、歳出66ページ、児童発達支援施設整備事業の内容の説明をお願いしますとの質疑に対し、総事業費が5,484万7,000円で、建築確認申請の手数料が11万円、設計監理委託料が557万1,000円、工事請負費が4,916万6,000円ですとの答弁でした。

今ある幼稚園の設備を大体利用して、中を改修するというイメージでよいのか。また、事業が開始されるのはいつ頃になりますかとの質疑に対し、改修は主に内装になるので、外装に関しては、特に見た目などは変化はないと思いますが、内装はきれいになると思います。運営は、令和4年4月からということで、今のところ打合せをしていますとの答弁でした。

次に、尾鷲市と紀北町の費用を出して運営されるのですが、広く南伊勢町や大紀町など、

そういうところの方も実際に長島の小児科の先生のところには来ていらっしゃるので、紀北町の児童だけではなく、その辺りの方も利用できるのかお伺いしますとの質疑に対し、今のところ制限する予定はありません。ただ、紀北町と尾鷲市でお金を出し合うので、定員がいっぱいになった場合は、紀北町と尾鷲市の方を優先にしなければならないのかという考えはありますとの答弁でした。

次に、定員は何人ぐらいを予定していますかとの質疑に対し、児童発達支援センターになる前、最初の児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業については、それぞれ定員が5名ずつで、児童発達支援センターになってからは、まだ決定はしていませんが、それよりは多くなると見込んでいますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉……

入江康仁議長

委員長、ここだけ4年というので訂正したってもらえますか。

樋口泰生教育民生常任委員長

ただいま申し上げました答弁のところでございますが、今ある幼稚園の設備を大体利用して、中を改修するイメージでよいのか。また、事業が開始されるのはいつ頃になりますかとの質疑に対して、私、先ほど、運営は令和4年4月からと申し上げまして、すみません。令和7年4月からということで訂正をお願いします。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、委員から、歳入36ページ、老人ホーム入所者受託事業収入とはどういったものですかとの質疑に対し、町外の方が、赤羽寮に入所した場合、住所地の市町村が負担金を払っていただくことになります。その金額が408万2,000円となります。今現在、町外から2名の方が赤羽寮へ入っていただいていますので、その2名分は受託事業収入となりますとの答弁でした。

以上のとおり、老人ホーム赤羽寮所管分について、質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分については、委員から、三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金について説明をしてくださいとの質疑に対し、三重県単独の補助金で、本年度実施希望の市町村を募り、全体事業費を人口で案分したもので、当町への補助金額は155万8,000円となりますとの答弁でした。

また、何件分か、自己負担はあるか。太陽光発電の発電量は何kW／hまでを想定しているか。また、周知方法を説明してくださいとの質疑に対し、最大で3件分を見込んでいます。補助率は事業費の3分の1を見込んでいますので、自己負担は3分の2となる予定です。個

人住宅向けということで、最大で4.5kW/hを想定しています。要綱を作成した上で、広報きほく等で募集したいと考えています。応募多数の場合は、抽せんと考えていますとの答弁でした。

また、蓄電池は補助金の対象となりますか。また、蓄電池の容量はどのくらいまでが対象となりますかとの質疑に対し、補助金の対象は、蓄電池のみではなく、太陽光パネル設置と蓄電池設置がセットで設置する場合に、補助対象となる予定です。蓄電池の容量の上限は15.5kWまでを想定していますとの答弁でした。

次に、環境保全監視調査事業と地球温暖化対策事業の説明をお願いしますとの質疑に対し、環境保全監視調査事業は、常時監視として大気、河川や、海水浴場、生活排水の水質等の調査と、特別監視として環境への影響が懸念される水質、土壌の調査を行うものです。地球温暖化対策事業は、令和5年度に再生可能エネルギーの導入目標を調査し、現状の温室効果ガスの排出量や目指すべき姿を算出しましたが、令和6年度は、調査結果を基に、紀北町がどういう温暖化対策を進めていくべきかを委員の皆様に議論していただき、今後の目標を策定していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、環境保全監視調査事業について、水質検査と土壌検査はどういう検査をするのか。また、委託先は町内事業者ですかとの質疑に対し、水質検査、土壌検査は、環境への影響が懸念される付近の河川や、公共用地域の土壌を職員が採取し、委託先が検査します。環境省の基準で、水質検査は約30項目、土壌検査は18項目を検査します。委託先は町内事業者ではなく、県内に本店、支店がある事業者から入札で選定しますとの答弁でした。

また、委員から、地球温暖化対策の計画は、今年度で完成するところまで進むのかを伺いますとの質疑に対し、地球温暖化対策の計画は、紀北町がどのように温室効果ガスゼロを目指すのかを具現化していくために議論していただくもので、令和6年度中に策定するものですとの答弁でした。

また、委員から、塵芥処理費の一部事務組合負担金4,527万9,000円は、東紀州環境施設組合の負担金だと思いますが、事業内容について説明してくださいとの質疑に対し、議会費82万円、組合議会の運営に係る経費です。総務費は、主に人件費と需用費、監査委員費です。衛生費のうち、事業者選定業務は、現在進捗中の業務で、事業者選定委員会に関しては、委員報酬、旅費等で48万円を計上しています。また、事業者選定支援事業委託は、令和5年度からの継続事業で、事業者を選定するに当たり、仕様書や設計図書の作成を支援する業務で1,307万円を計上しています。施設整備設計・施工管理業務委託2,432万円は、受注した企業

体に対する業務支援です。施設整備事業監督員支援事業委託料は360万円で、東紀州環境施設組合の職員に対する業務支援です。施設用地購入費1,893万円は、施設用地の購入費です。尾鷲市営野球場解体工事負担金は9,250万円です。そのほか需用費97万円を合わせて、衛生費合計で1億5,387万3,000円を計上しています。予備費は100万円となっています。

紀北町の負担金は、全体事業費の2億439万7,000円を均等割10%と令和2年国勢調査人口割90%で案分した結果、4,528万円となりますとの答弁でした。

また、委員から、ごみ収集処理事業とごみ減量化推進事業の説明をしてくださいとの質疑に対し、ごみ収集処理事業は、昨年度に比べ約1,000万円増額していますが、人件費や燃料費などの高騰によるごみ収集業務委託料の増額が原因です。ごみ減量化推進事業で、スポG OMIや学校等に向けたごみ分別カードゲームワークショップの開催と、ごみ減量啓発講演会として、ごみ清掃芸人と言われているマシンガンズの滝沢秀一さんをお招きし、開催したいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、委員から、歳入35ページ、過年度分奨学金75万3,000円について、人数は何人ですかとの質疑に対し、滞納者は28人ですとの答弁でした。

また、歳出114ページ、奨学金貸与事業848万4,000円の内容についてお伺いしますとの質疑に対し、奨学金の口座振替手数料と口座振替システムの使用料、奨学金の貸付金です。貸付金に関しては、令和6年度、大学生11名、高校生1名を想定しています。あと、既に借りている令和2年から令和5年の奨学生がおり、合計848万4,000円となっていますとの答弁でした。

次に、今の貸与型だと、大学で月当たり3万円、高校生で1万円と、数年前に少し増えた部分はありますが、方式自体はずっと変えていません。国は家庭を応援する方向で変化していますが、なぜ紀北町は今回も今までどおりなのかをお伺いしますとの質疑に対し、奨学金の制度の話ですが、全国的にも奨学金の給付や免除、そういった制度を中心に様々な種類の制度が出てきている中で、紀北町はまだ従来方式で行っている状況です。2年ほど前から、どうしていくかという協議を重ねているところですよとの答弁でした。

次に、歳出114ページ、奨学金の新規の貸付金について、これは予算が決まったらいつ貸与するのかなどの質疑に対し、新規の貸与者は、令和6年4月に選考委員会を実施し、決定した方に対して、手続を踏んで、遅くとも5月連休明けくらいまでに送金をする予定ですよとの答弁でした。

また、ある市町村では100万円くらい貸与して、地元で5年くらい住んだら償還免除になるところもあります。町はいつまでたっても同じような金額を貸与しています。教育に何も力を入れようとしていないと思うが、そういった議論はないんですかとの質疑に対し、紀北町の奨学金の額面については、三重県においては平均的だと思われます。あくまでも紀北町の奨学金に関しては、少額の奨学金になっていると思いますので、検討させていただけたらと思っていますとの答弁でした。

次に、紀北町の場合は寄附金で運用しており、その寄附金を減らすなどと言っているわけです。つまり、一般財源は出していない。一般財源を出さないような市町村は、教育に対して熱を入れていないということだと思いますが、いかがですかという質疑に対し、現在、寄附金で運用していますので、今後、一般財源を投入することも検討させていただきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、歳出112ページ、教員住宅管理について、何棟あって、何棟入居しているかお答えくださいとの質疑に対し、現在、教員住宅は、赤羽3棟中2棟に入居中、三船中学校の横に2棟あり2棟入居中、井ノ島に3棟あり3棟入居中です。使用していないのは、西小近くに3棟、矢口浦に1棟、相賀に1棟、船津小の所に1棟ありますとの答弁でした。

次に、以前、矢口浦の教員住宅は、矢口小学校が管理していると言われていましたが、確認したところ、矢口小学校は知らないと答えていました。地域の方が老朽化していくと困るからということで、草刈りをしたり、いろいろ手をかけたりしていますが、今回、廃校になったら、どう管理するのかというのは把握していますかとの質疑に対し、管理に関しては、学校教育課で管理しています。地域の方が草刈りなどをやってくれているというのは、把握していないので、確認したいと思っていますが、今後、基本的には修繕等は学校教育課で行いますとの答弁でした。

次に、中学校や高校、大学へ行く際の通学費は予算としてありますかとの質疑に対し、紀北中学校へ通うバスの定期代を補助していますとの答弁でした。

次に、三重大東紀州サテライト共同研究事業負担金15万円の内容と、教育委員会と一緒にどこまで何をやっているのか教えてくださいとの質疑に対し、英語の授業で、毎年三重大の先生が、複式学級等少人数クラスでの英語教育という内容で来ていただいたり、資料を提供していただいたりしていますとの答弁でした。

続いて、三重大に依頼しているという形なのか。東紀州にサテライト部分があって、共同で何かを事業的にやっているのかとの質疑に対し、英語教諭と三重大の教授と連携しな

がら、英語の授業について研究・実践しているというものになりますとの答弁でした。

続いて、就学援助金について、対象者が192名とありますが、世帯数は分かりますかとの質疑に対し、これは、委員会終了前までに追加の答弁をいただきました。就学援助の世帯数は、小・中合わせて173世帯です。また、就学奨励のほうが小・中合わせて15世帯ですとの答弁がありました。

次に、歳出115ページから116ページ、小学校費の特別支援学級児童介助教員設置事業について、介助員19名分とありますが、介助教員と介助員を区別して説明をお願いしますとの質疑に対し、介助教員は教職員免許を持っている方、介助員は免許がないという点で区別できます。免許があると授業ができるということが最大の違いですとの答弁でした。

また、19名のうち、介助教員と介助員の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、介助教員11名、介助員8名を予定していますとの答弁でした。

また、委員から、児童・生徒の数は減るのに、特別支援学級の数は増えています。障害者についてはいろいろあると思いますが、子どもたちがどういう状況に置かれているのか。可能な範囲で教えてくださいとの質疑に対し、主に自閉症、知的、情緒の関係で、対象になる方が特別支援にいらっしゃいますとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について、質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、委員から、海山グラウンド管理事業、トイレの管理清掃ですが、あくまでグラウンドを利用する人のためのトイレとして設定されていると思います。銚子川の河川敷に駐車場を造ったので、夏場にそこに来る人がたくさん利用し、大きいトイレに改修したので、夜中に利用する人もいて、物すごく粗悪な状態を掃除しなければならないと聞いています。金額的にはグラウンドで使う人の分のトイレ清掃の委託費しか払っていないと思いますが、どう考えていますかとの質疑に対し、海山グラウンドのトイレの清掃の委託料ですが、夏場に銚子川を利用される方の利用も増えてくるということで、前年よりもその分を見越して、金額は増額して計上していますとの答弁でした。

次に、増額されたということですが、今回、21万7,000円で、粗悪なトイレでも清掃する気持ちになる金額なのかどうかということあります。例えば、夏の間、グラウンドを使わないときの清掃は、商工観光課や企画課でするなど、関係課で話をした上での金額設定になっていますかとの質疑に対し、トイレの清掃料ですが、前年が10万2,000円で計上しています。年間通して清掃してもらうことを見越して増額しています。夏場は回数を増やして、2日に1回にしたり、相談して清掃を行ってもらおうと思っています。また、管理費用として、ト

イレットペーパー等については、商工観光課予算です。どうしても夏場の使用量が増えますので、その分の予算は以前から相談して対応していますとの答弁でした。

次に、海山グラウンドのトイレ清掃賃金はどれくらいですかとの質疑に対し、現在、シルバー人材センターにお願いして、清掃される方を派遣してもらっています。海山グラウンドは1日2時間、月に8日で1万5,860円です。その12か月分と社協への手数料で21万7,000円となりますとの答弁でした。

次に、人権教育事業はどのようなことを行っているのですか。また、文化振興事業の文化事業については、どのような事業を予定していて、どのように決定していますかとの質疑に対し、人権教育事業については、社会教育団体やスポーツ団体等から、人権に関する講演会等の要望があった際に、講師等呼んで講演会を実施できるように予算を計上しています。文化事業の来年度の予定等については、文化公演は落語を今のところ考えています。他の事業では、小学生向けのミュージカル、教育講演会の費用等も計上していますとの答弁でした。

また、文化振興事業は、以前たくさんありました。健康や体育等の予算は増えていますが、心の健康の文化行事が少なくなっている現象があります。こういう事業をするときに、町民の皆さんの声をどういうふうにして拾っているのかを伺いますとの質疑に対し、文化振興事業については、今年度は、先日、社会教育振興大会でパラ陸上のアスリートの方に来ていただいて、講演を行いました。今までは社会教育振興大会では、講師料をなかなか出せていなかったのですが、こちらの予算を使いました。また、今日、ご指摘があったことを踏まえ、予算の状況を見て、いろいろな形で活用していきたいと思っていますとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分について、質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の当委員会所管部分については可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について審査を行いました。

委員から、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業受託金87万1,000円は、後期高齢者医療広域連合からの事業委託ですか。また、委託内容について説明をお願いしますとの質疑に対し、後期高齢者医療広域連合からの事業委託です。集会所に出向いて事業を行う通いの場について、主に65歳以上の方が自主的に集う地区が、町内に10か所ほどあります。その中で、紀伊長島地区、海山地区それぞれ1か所ずつ場所を選び、健康運動指導員、歯科衛生士を派遣し、この方たちに報酬を支払います。歯科衛生士についてですが、現在はお口の健康を福祉保健課は重要視しており、お口の健康から体の健康につながるよう歯科衛生士の派遣をお願いしていますとの答弁でした。

次に、高齢者の方は、集いの場所が欲しいということをよく聞きますが、1か所しかできないのは予算が関係しているのですかととの質疑に対し、予算としては2か所でなくともよいのですが、令和6年度は事業を始めて2年目ということもあり、現在は試験的に両地区で1か所ずつ選んでいますとの答弁でした。

同じ所で活動は何回するのですかととの質疑に対し、複数回の介入をします。インボディーという機器をレンタルしますが、筋肉量を最初に量り、本人に次の機会までに自主的に運動などを行っていただいて、数値としてどのような結果になるかを知って、健康維持につなげていただきたいと考えています。自主的に集まっている場所なので、集まりの邪魔にならないような形で役場として健康についてのサポートをしていきたいと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての審査を行いました。

委員から、歳入6ページ、ショートステイ、施設介護サービス費はそれぞれ何人分を予算化していますかととの質疑に対し、ショートステイは人数ではなく、利用日数として、年間延べ700日分を見ています。施設介護サービス費収入は、37名で予算を組んでいますとの答弁でした。

ショートステイの待機などはあるのか。希望されれば入所できるのか。また、特養は37名で満床なのですかとの質疑に対し、ショートステイの待機はありませんので、希望される場合は、赤羽寮へ入所できる状況の方であれば、すぐに対応させていただいています。特養は、定員50名に対して37名ですが、今年度の実績を見て37名を算定しました。引き続き利用者の

獲得については、努力していきたいと考えていますとの答弁でした。

続いて、歳入 6 ページ、一般会計繰入金の説明をお願いしますとの質疑に対し、一般会計からの繰入れが今回初めてで、3,938万6,000円となっています。財源不足の理由として、利用者が少ないために、入ってくる収入が不足しており、支出も極力抑えていますが、財源不足が生じたため、繰入れをしていただくこととなっていますとの答弁でした。

利用者を増やすことについて、職員間でどのような話し合いをされましたかの質疑に対し、財源不足の大きな理由は利用者数の不足でありますので、利用者獲得のため、いろいろな介護事業所に声かけをしています。その効果もあり、ショートは予算より多く獲得できていますが、入所につながらないのが現状です。せっかく入所されても、入院などで入所者数が減少してしまい、思うように増えていかないのが現状です。引き続き、選ばれる施設になれるように努力していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

委員から、能登地震の中で、耐震管が注目されていますが、紀北町の取組について説明を求めますとの質疑に対し、地震が発生した場合でも、伸びるなどして破損しない耐震管を整備し、布設替え工事を行っていますとの答弁でした。

耐震化の整備率はどれくらいですかとの質疑に対し、耐震化率は全体の16.7%ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました13案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

入江康仁議長

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

(午前 11時 54分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第8号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の教育民生常任委員会係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、114ページの奨学金貸与事業のところなんですけれども、先ほど委員長の報告では、貸付けの仕方は今後見直すと課長が答弁したとありまして、これにつきまして貸与時期、何か連休明けということで報告があったんですけれども、実質連休明けだとちょっと要る時期がずれてくる気がしますので、3月中ぐらいに出せるような時期を見直すべきという

審査がなされたのかどうか答弁を求めます。

入江康仁議長

樋口委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

ただいまの平野議員にお答えします。

当委員会では、私、先ほど委員長報告におきまして、ちょっと繰り返しにはなりますが、答弁のほうで、もう一度繰り返しさせていただきます。

歳出114ページ、奨学金の新規の貸付金については、これは予算が決まったら、いつ貸与するのかという質疑に対し、新規の貸与者は、令和6年の4月に選考委員会を実施し、決定した方に対して、手続を踏んで、遅くとも5月連休ぐらいに送金する予定ですとご説明いたしました。

その中で、この審議はもう少し時間を取って審議されておりました。少し、私は持論を述べるわけではないので、委員会の中身に関しまして、議事録に沿ってご説明させていただきます。

同様に、質問者のほうは、お金が振り込まれるのが、5月以降だと困る奨学生の方がいると思います。奨学金を頂く奨学生の方です。試験を受けたらすぐに必要なので、3月末までに貸付けできるようにできないのかという質疑に対し、答弁としましては、ちょっとお待ちください。

それと、もう少し質問がありまして、今はまだ令和5年度です。令和6年度の予算は、今年の4月から来年の3月までなので、前倒しでも何でもありません。なぜこのような簡単なことができないのか理由を述べてくださいという質疑に対して、4月に選考会をしてから、まず貸与しますと。申込者が多ければ、予算はなくなってしまいますが、例年半分くらいは残っている今の状況で、それで、翌年度のためにというのは検討させていただきます。

また、同じように、令和6年度の予算は6年度に使い切れればよいわけではないですかという質疑に対し、やはり3月など、学校が決まったりしたときに、お金が必要になってくるといいう状況で、なるべく早く貸与できないのかということだと思います。それについては、過去にも話があったかと思いますが。もう少し予算を増やしておいて、例えば4月には、令和6年7月から入学する方に対しての選考委員会、または、冬に令和7年4月に決まる方に対しての選考委員会というようなところでやっていけばいいというような話だと思います。それらについては、検討していければと思いますとの審議内容がございました。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第 3

入江康仁議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第 3 議案第 4 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 3 議案第 4 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 議案第 5 号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第5号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の反対の立場で討論を行います。

法別表第2の第2欄に掲げる事務を、特定個人番号利用事務に、特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものです。

マイナンバーの情報の運用が変わるわけではありません。しかし、これまでマイナンバー健康保険証の利用により、様々な不都合が発覚し、その反省の下、政府による総点検がなされている途中で、確認と修正作業はまだ終わっていないと聞いております。

マイナンバー法については、法律改正、条例改正により、マイナンバーの利用範囲の拡大、情報のひもづけ拡大、健康保険証との一体化、また、公金受け取り口座の登録促進について、デジタル庁が公金受け取り口座の登録に関し、個人情報保護委員会から、行政指導を受けるという異例の事態も生じています。

さらに、マイナンバーの情報連携の拡大も行われてきました。また、健康保険証の廃止については、任意であるはずのマイナンバーカード取得を、事実上強制することになりかねず、現在ある不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる混乱を招くものと危惧されます。

このように、情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では見られないようなマイナンバーに多くの情報をひもづけるやり方は、国民の間でも抗議をする方もたくさんおられます。何よりもマイナ保険証をめぐっては、なぜ従来型健康保険証を廃止するのか。不都合は何もないのにという批判も広がっています。その上、マイナ保険証の総点検の確認、修正作業が終わらない中に出された本議案には、賛成することができません。

以上、反対の理由を申し上げ、討論を終わらせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 議案第 7 号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第 7 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第 8 号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 7 議案第 8 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 9 号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第10号 紀北町漁港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

7番 奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

私は、先日開催されました教育民生常任委員会において、本条例案に対し、反対の立場で討論し、採決には反対いたしました。

委員会での反対の理由は、合併前も含め、休校、休園を経て、廃校、廃園に至った学校や園において、1年以上前に設置条例の改正案が上程されたことがなかったことから、矢口小学校の相賀小学校への統合において、令和6年度の統合準備において、この時期に設置条例の改正の議決が必要になると、国や県から求められているのか疑問であり、議案が提案された後に、三重県教育委員会にて確認した議決は必要ないとの回答内容と、本議会での同僚議員が行った質疑への答弁や常任委員会での課長の答弁に認識違いがあり、教育長から答弁をいただくも、議決の必要がないものに対して、どうしても議決が必要とする理由が、保護者や地元に対して、配慮を欠くものだ判断していたからであります。

議決があることで、県に対して強い立場で、職員の加配や事務職員、養護職員の設置を要望しやすいことは、議決がなくても現時点で紀北町からの要望に対し、しっかりと対応しているという三重県教育委員会の私への回答とかみ合わず、小学校の統合について、断腸の思いで賛成いただいた地域住民や保護者の皆様に、条例上の廃校という現実を、1年前

から押しつけるのは、あまりにも配慮に欠け、愚弄しているのではないかとの思いでありました。

ただ、委員会で反対した後も、地域住民や保護者とも話し合い、また、地域のことを思っ
て反対の立場を取ったことを心配して、連絡をいただいた方々もあり、改めて教育長と、こ
の議案の提出に至った経緯や統合に向けて進んでいる状況について、全員協議会などで議会
への報告もなかったこと、私がなぜここまで反対の立場で物を言っているのか、この議決の
必要までない議案を可決することで、矢口小学校にとって、児童や保護者、職員等にとって、
この1年間しっかりとサポートが受けられるのか。統合した後、保護者が望む統合先の
学校での児童への配慮を、確実にやっていただけるのかなど、話し合う時間を取りました。

本当のことを言うと、12月議会まで可決の必要がない議案を可決するという曖昧なまま賛
成するということは、私としては納得いくものではありませんが、この議案を可決すること
により、廃校になる矢口小学校の最後の1年をしっかりとサポートしていただき、児童たち
が令和7年度に新たな学びやで楽しく過ごせる環境を、しっかりと整えていただくこと、そ
して、廃校になる矢口小学校の今後の施設利用について、令和6年度中にしっかりと議論し、
地元の意見を最優先に取り入れ、この校舎が地域の新たなシンボルとして、生き続けること
ができるようしっかりと対応していただくことを、教育長、町長に対し切に要望し、常任委
員会での反対を撤回し、賛成の立場を表明する討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第13号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

明治10年に創立された矢口小学校を廃校にすることに、改正するものです。矢口浦の方々
は、学校は文化のとりでとして、本当に長きにわたり力を尽くされてきました。また、地域
の宝物である子どもたちを守るために、代々頑張っておられたことを私は小さいときから見
てまいりました。

この4月からは2学級となります。教育面からいっても、子どもたちに最良の教育の場を
与えることが困難になりました。

明治22年生まれの私の祖母は、1つの教室に4つの机の列があり、その明治30年時代でも
そういう学校でした。そして、祖母は、それから尾鷲の女学校に行って、廊下があって、び

つくりしたと私に常々語っておりました。そのような学校がなくなってしまう。私も卒業生の一人として、この議会開会の初日、この議案を目にしたときは、胸がいっぱいになり、涙がこぼれました。

今、私たち大人にできることは何か。学校の主人公は児童です。次のステップに最良の方法として、どういう方法で送り出すかが問われております。最高の方法として、今3月議会に知恵を出し、手を尽くしていただいたことを大いに評価し、賛成いたします。

地域に学校はなくなっても、地域に子どもたちはおります。町民の一人として、子どもたちを温かく見守っていきたいと思い、賛成の討論を終わります。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第14号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第15号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第16号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第17号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第18号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算の賛成討論を行います。

私は、教育民生常任委員会では、マイナンバー、自治体DX、自治体情報の標準化・共通化、広域ごみ施設の負担金、また、同和関連、郵便局により窓口業務の準備、これは会計年度職員の削減につながるもの、などの予算を認めることができず、反対しました。

でも、改めて採決に向かい、考えに考えを重ね、初めてこの議案を見た初心に帰り、それらを大いに上回る予算を評価しなければという思いに変わりました。

それは、会計年度任用職員の報酬額及び勤勉手当などが、正規の職員と同様に上げられたことです。三重県はもちろん、全国的にも評価されております。会計年度任用職員の前の制度、臨時職員制度の下では、給与は人件費ではなく、物件費として予算計上されておりました。私は人間だと叫んだこともありました。こんな差別を許すことができず、一般質問や質疑で改正を求め、また、12月議会では同一労働同一賃金、ジェンダーギャップとして求めました。

そして、私自身もユニオンの一人として、運動してまいりました。

その運動が実り、政府を動かしました。今回の改定は、給与決定に際し、最低賃金への留意を求める総務省通知、勤勉手当は支給できないとされていた地方自治法を支給可能に改正、公募は必須でないと総務省マニュアル改正、給与改善は常勤職員に準じて4月に遡って反映させることを基本とする総務省通知などです。

重要な前進があり、紀北町でもこれらに沿い、改定されたことを評価します。

この制度改善は、自治体が実施を決めなければ、実現はしません。ただ1点、国が予算化をしてはいるのに、給与が4月に遡らなかったのは残念です。4月遡及に実施した自治体は、全国で1月の末時点で55%の自治体で実現しております。

会計年度任用職員の皆さんは、自治体の仕事に誇りを持ち、住民の命や暮らしを守る公務に従事しているにもかかわらず、低賃金で雇用不安にさらされてきましたが、今回の処遇改善により、町民の皆様への福祉の増進、住民サービスが大いに向上するものと思われます。

職員の半数を占める会計年度任用職員の意気が上がり、正規の職員の皆様とも好影響を与

え、相互循環型で町民の方の幸せは何かを求め、一歩大きく前進することを期待しております。

そして、自治体D Xやデジタル田園都市構想などまだ未成熟で、決して住民の福祉の増進を図ることを目的としていない国の施策への再考、一考を求め、私の賛成討論といたします。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

5 番 原隆伸議員。

5 番 原隆伸議員

議案第19号 令和6年度紀北町一般会計予算についての賛成討論をいたします。

私は、総務産業常任委員会において、今年度一般会計予算に賛成できませんでしたが、町長及び行政の取組姿勢、特にまちづくり協議会との協調姿勢に前向きさがみられ、かつ、合併特例債事業もほぼ完了し、過疎債の運用ということになりますが、自主財源の充実策や一般財源の負担軽減策が必要となってきます。

この一般財源の負担軽減のためには、どうしてもいろいろな見直しが必要になってくと思います。その第一として今までのデータの集計及び整理、そして分析するところから問題点が摘出され、これらの問題に取り組んでいくところから、一般財源の負担の軽減というのはいできるかと思います。

また、一般財源の充実というところからは、一次産業の取組とかいろいろなところの取組から、新たな切り口が生まれて、取組が要するに、D X等の取組と一次産業との取組がマッチングして、結果が残せるような体制の構築ということが図られるようになるかと思っております。そのために、やはりサイバー犯罪の防止策もその中にどうしても組み込まなければならぬと思います。

また、なぜ私が今回反対したにもかかわらず、賛成討論せねばならなかったかという思いは、今、防災に対する考え方というのは、あらゆる問題に先んじて、今後考えていかねばならない。そのためには、あらゆる協調体制を構築する必要がある。そのように考えます。

そして、議会における一般質問や常任委員会での質疑に対する回答の中で、町長や行政に関わる方々がそのエッセンスを吸収して、解決策に一層近づく取組をしていただいて、結果として、みんなが頑張っているなという実感が伴うような結果が残ることを期待しております。

やはりまちづくり協議会、議会、そういう中で、ありとあらゆる協調体制ができてきて、

結果が残せる、そういう町になることを希望して、私の賛成討論といたします。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第20号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第21号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の反対の立場で討論を行います。

75歳以上の人だけ、医療に関わる機会が多くなる年齢の人たちだけを集めたこの保険制度は、世界に例を見ることのない制度として反対してきました。が、また、今年、2024年度のこの75歳以上の方の多くは、年金生活者です。今回の年金は2.7%増となっておりますが、物価高が3.2%、そして、年金を含める指数は3.1%を示しておりますが、国がマクロ経済スライド制度を2年連続で発動されたことにより、0.4%下がり、2.7%となりました。そして、実質減額は0.5%の目減りとなる事実がございます。

非課税世帯が半数を占め、頼りの年金も実質0.5%目減りし、さらにこれから物価が数1,000品目にも上がると言われている昨今です。

2月9日に開催された三重県後期高齢者広域連合議会で、令和6年度と7年度の保険料が値上げされました。所得割率、均等割額とも引き上げられ、年額7万629円から6,502円引き上げられ、7万7,141円に保険料が値上げされました。これでは命が守れないという紀北町の高齢者の皆さんの声が聞こえてきております。

このような保険料の値上げを認めることができず、私は反対です。

以上、討論を終わります。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第22号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第23号 令和6年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

ここで追加議案の提出がありましたので、追加議事日程の配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 1 時 57分)

入江康仁議長

配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

ないようですので、それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 59分)

日程の追加

入江康仁議長

町長から追加議案2件が提出されておりますので、これらを日程に追加し、直ちに議題と

したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

次に、追加議案2件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議において審議することにしたと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会の付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

お諮りします。

追加議案2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第24号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第9号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1億198万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第24号の内容説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

それでは、議案第24号についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

議案第24号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を、別紙のとおり改正する。

令和6年3月18日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

最初に、改正の概要についてご説明いたします。

本改正は、地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布・施行されたことに伴い、紀北町税条例を改正する必要性が生じたことから、本議会に議案上程するものでございます。

次に、地方税法等が急遽改正された経緯等を申し上げます。

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において、生活の基盤となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と、令和5年分所得税、令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、このたびの災害による損失に係る特別な措置を講ずることとなりました。

改正後の内容ですが、このたびの災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除の適用対象とすることができるという内容でございます。

なお、改正前では、発災日が1月1日のため、翌年の令和7年度分の個人住民税から、雑損控除を行うこととなっておりました。

それでは、本条例の改正を新旧対照表に沿ってご説明いたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

左が新、右が旧です。

附則第 5 条の 2、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例は、新たに創設された条文です。

第 1 項が、納税義務者の災害関連支出、いわゆる特例損失金額を、第 2 項は、納税者と生計を一にし、一定の所得要件を備えた親族の災害関連支出、いわゆる親族資産損失額を、令和 5 年分扱いとして、令和 6 年度分の個人住民税申告において、雑損控除の適用を受けることができる等について規定しております。

第 3 項は、雑損控除への記載を含めた申告書の提出等について規定しています。

議案書 4 ページをお願いします。

附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の下線部分ですが、新たに、地方税法附則第 4 条の 4 として、令和 6 年能登半島災害に係る雑損控除額等の特例の条文が創設されたことに伴う条項のずれでございます。

お手数ですが、議案書 2 ページへお戻りください。

最後に、附則についてご説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するといたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第 25 号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第 25 号 令和 5 年度紀北町一般会計補正予算（第 9 号）の内容について説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和 5 年度紀北町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度紀北町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 773 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 198 万 4,000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月18日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が民生費で1件、773万円を、令和6年度に繰越ししようとするものでございます。

それでは予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第2目・民生費補助金は773万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業に対し、定額で補助されるものでございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は773万円の増額で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業は、認知症高齢者グループホーム1事業所の非常用自家発電設備設置に対する補助金で、国との協議により、急遽、令和5年度予算として計上するものでございます。

以上で、令和5年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

追加日程第1

入江康仁議長

追加日程第1 議案第24号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2

入江康仁議長

次に、追加日程第2 議案第25号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

先ほどの説明で、グループホームへの発電機というお話だったと思いますが、これは今日議決した予算の中にも、同じ発電機、減災・災害対策で、国が100%ということがありましたが、当初に間に合わずに、今回急遽提出されたことは評価しますが、どのようないきさつで、今回の追加議案になったのか。そして、どのグループホームに整備されるのかお伺いします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

令和6年度予算で補助できるように、当初予算に計上いたしましたけれども、国の内示がありまして、国が令和5年度予算であることが判明しまして、本町におきましても令和5年度予算の裏づけが求められたことから、急遽追加の補正の対応が必要となりました。

このことから、補正予算を上程させていただくことになりました。申し訳ありません。

それと、グループホームがどこかという質問に対しては、船津のゆりかごさんでございます。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 議案第25号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

3月議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました本定例会では、令和6年度当初予算をはじめ、各議案につきまして、本日まで終始熱心なご審議の上、全議案をご可決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、春の気配が感じられる季節となり、あと2週間ほどで新年度を迎えます。

令和6年度は、紀北町第2次総合計画後期基本計画の中間年度となり、各施策の進捗や達成状況などを検証し、町が目標とする将来像「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向けて、重点施策の遂行に職員と一丸となって努力を重ねてまいります。

また、経済対策、子育て対策、デジタル化の推進といった、国の重要施策に対して判断を誤ることなく、現場を重視し、常に思いやりの心を持って、町政を経営してまいりたいと考えております。

本定例会で議員の皆さまからいただきましたご指摘やご提案を考慮しながら、様々な行政

課題を着実に解決してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

そして、4月6日の土曜日に、熊野古道世界遺産登録20周年記念イベント、きほく古道まつりが、三浦の始神さくら広場にて開会されます。桜の植樹と音楽や踊りなどの様々な催し物のほか、古道ウォークなどもございますので、町民の皆様、議員の皆様のご来場をお待ちいたしております。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日に議会を開会し、長期にわたる定例会も、本日閉会を迎えるわけですが、この間、議員、執行部の皆様には、令和6年度予算をはじめ、補正予算や条例改正などを慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

また、皆様の議事協力の下、無事に定例会を閉会することができますことを心よりお礼を申し上げます。

今回、退職年齢が延長され、今年度は定年退職される方がいないとのことですが、60歳で役職定年になるとお聞きしました。今年度、玉津税務課長が役職定年を迎えるとのことで、本当にご苦労さまでございました。本年度以降、職責は変わりますが、紀北町の発展のためにますますご尽力賜りますようお願いいたします。

あと10日ほどで新年度を迎えます。朝夕は肌寒い日もありますが、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられるようになりました。しかし、まだまだ寒暖差が大きく、季節の変わり目は体調も崩しやすくなりますので、体調には十分に気を付けていただきますようよろしくお願い申し上げます。

終わりになりますが、町民の皆様、職員、議員の皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして、3月定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

入江康仁議長

それでは、これにて、令和6年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

(午後 2時 18分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6 年 7 月 30 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル